



子育て世帯臨時特例給付金

消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な措置として給付されます。

◎支給対象者

平成27年6月分の児童手当の受給者
※特例給付を受けている人は対象となりません。

◎対象児童 平成27年5月31日時点で、本市に住民票がある0歳から中学3年生(平成27年6月分の児童手当対象児童)

◎支給額 1人につき3,000円

◎申請期限 9月1日(火)

◎申請方法 提出先に備え付けの申請書に記入し、必要書類を添えて提出
※支給対象と思われる人には、5月末に発送した児童手当・特例給付現況届に同封しています。

※公務員の人は勤務先で申請書の交付を受けてください。

◎提出先

こども福祉課、仮設山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所

児童手当・特例給付現況届の提出

現在、児童手当・特例給付を受けている人は、現況届を提出する必要があります。5月末に必要な書類を発送しましたので、提出期限までに必ず提出してください。提出がない場合、6月以降の児童手当・特例給付を受けることができなくなります。

●提出期限 6月30日(火)

●提出先

こども福祉課、仮設山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所

〈問い合わせ先〉こども福祉課 (☎ 82-1175)



戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

戦後70周年にあたり、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金が支給されます。戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日現在、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受取る人がいない場合に支給されます。

◎支給対象者および優先順位

- ①戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権者
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります。

- ④上記以外の遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係が

あつた三親等内の親族

◎支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

◎受付期間

7月1日(水)～平成30年4月2日(月)
※期間を過ぎると、弔慰金を受けることができなくなります。

◎事前説明会

開催日	会場
6月22日(月)	赤崎公民館
6月23日(火)	公園通出張所
6月24日(水)	市役所
6月25日(木)	仮設山陽総合事務所
6月26日(金)	埴生公民館
6月29日(月)	厚陽公民館

※1回にかかる説明の時間は30分程度です。受付時間はいずれも9:00～12:00、13:00～17:00です。

〈問い合わせ先〉社会福祉課 (☎ 82-1174)